

記入例

食品等輸入届出書口

厚生労働大臣 殿		輸入者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び所在地)口	
(1) 届出受付番号 ※1	※1		
(3) 届出種別	事前 一般 計画輸入		
(4) 輸入者コード	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3		
(5) 生産国・コード	GB イギリス		
(7) 製造者名、住所・コード	OOO OFFICE CO.,LTD. 12345.AAA.BBB.CCC.UNITED KINGDOM		
(8) 製造所名、住所・コード	OOO FACTORY CO.,LTD. 67890.DDD.EEE.FFF.UNITED KINGDOM		
(9) 輸出者名、住所・コード			
(10) 包装者名、住所・コード			
(11) 積込港・コード	GB ●●●● 都市名又は空港名		
(12) 積込年月日	2019 年 1 月 11 日		
(13) 積卸港・コード	K X 関西空港		
(14) 到着年月日	2019 年 1 月 12 日		
(15) 保管倉庫・コード	4J W 0 1 日本郵便(株)大阪国際郵便局 大阪府泉南市泉州空港南1番地		
(16) 搬入年月日	2019 年 1 月 12 日		
(17) 貨物の記号及び番号	AB123456789GB		
(18) 船舶又は航空機の名称又は便名	EMS		
(19) 届出年月日	年 月 日		
(20) 事故の有無及びある場合はその概要	無・有		
(21) 提出者・コード			



共通部分に関する記入例

※記入に当たっては、**届出の記入方法を必ず確認してください。**
水色で記載された部分を全て記入する必要があります。

(2) 輸入者名、住所

法人の場合は、法人名称、法人所在地及び電話番号を記入し、代表権を有する方の印又は法人印(角印)を押印してください。
 法人名称の下には、責任者の役職名及び氏名を記入し、代表権を有する方の印が押印されていない場合は、責任者(担当部長、課長等)の印を押印してください。

(3) 届出種別

「一般」に丸をしてください(貨物到着前に届出を行う場合、「事前」に丸をします。)

(4) 輸入者コード

(一財)日本貿易関係手続簡易化協会の発給するコード(JASTPROコード)、税関発給コード又は法人番号を左詰めで記入します。
 法人以外の輸入者で、上記コードを有していない場合は、**空欄のままで差し支えありません。**
※マイナンバー(個人番号)は記入しないでください。

(7) (8) 製造者(製造所)名、住所・コード

貨物が「加工食品」、「添加物」、「器具」、「容器包装」、「おもちゃ」の場合に、名称・住所を英数字で記入します。コードも併せて記入します。
 該当するコードがない場合は●●ZZ9999...●●は国コード
※「未加工食品(A,C,Eコード)」の場合は、(7)(8)は空欄にし、(9)(10)を記入します。

※ 製造者：商品の企画・立案、ブランド管理等を行っている会社(本社等)
 製造所：実際に商品を製造している会社(工場)

(11) (12) 積込港・積込年月日

不明な場合は、大阪外郵便出張所にお問い合わせください。

(14) (16) 到着・搬入年月日

到着・搬入年月日は、通知はがきに記載の日付を記入します。

(15) 保管倉庫・コード

コード：4JWO1
 保管倉庫名・住所：日本郵便株式会社大阪国際郵便局 大阪府泉南市泉州空港南1番地

(17) 貨物の記号及び番号

通知はがきに記載の「郵便物の番号」を記入します。貨物番号が複数ある場合は、全て記入します。

(18) 船舶又は航空機の名称又は便名

「EMS」と記入してください。※国際スピード郵便(Express Mail Service)の略

各種コードについては、[NACCS掲示板](#) [業務コード集](#)を確認し、**記入してください。**

(26) 積込数量・コード	2		(23) 積込品名	小売り用	
(27) 積込重量	2.50 kg		(24) 用途・コード	1	
(28) 用途・コード	1		(25) 包装種類・コード	K P E	
(29) 包装種類・コード	K P E		(30) 登録番号1		
(30) 登録番号1			(31) 登録番号2		
(31) 登録番号2			(32) 登録番号3		
(32) 登録番号3			(33) 貨物が加工食品であるときは製造又は加工方法・コード	F 0 9	
(33) 貨物が加工食品であるときは製造又は加工方法・コード	F 0 9		(34) 備考	蒸熱→揉捻→乾燥→包装	
(34) 備考	蒸熱→揉捻→乾燥→包装		(35) 届出済印※1	届出済印※1	
(35) 届出済印※1	届出済印※1		品名：関空茶 品番：GT-01		
品名：関空茶 品番：GT-01			実績番号：63●●●●●●●●●●-1		
実績番号：63●●●●●●●●●●-1			通知番号：412345678910		
通知番号：412345678910					

<注意>
 ※1の欄は、検疫所使用欄のため、記入しないで下さい。
 ※2の欄中、貨物が食品の場合の添加物の品名については、一般に食品として飲食に供されている物であつて、添加物として使用されるものは規格基準が定められているものに限り、貨物が添加物製剤の場合の成分については、一般に食品として飲食に供されている物を除きます。
 ※輸入者の記名押印については、署名に代えられます。

食品等輸入届出書口

厚生労働大臣 殿

輸入者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び所在地)口

(1) 届出受付番号	※1	(2) 氏名	株式会社 ○○○○ 代表取締役 関空 太郎	印 代 表 印
(3) 届出種別	事前 一般 計画輸入	住所	大阪府泉南市泉州空港南1番地 (電話番号) 072-455-1290	
(4) 輸入者コード	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3	(6) 輸入食品衛生 管理者登録番号		
(5) 生産国・コード	G B イギリス	(7) 製造者名、 住所・コード	000 OFFICE CO.,LTD. 12345.AAA.BBB.CCC.UNITED KINGDOM	
(8) 製造所名、 住所・コード	G B Z Z 9 9 9 9	(7) 製造者名、 住所・コード	000 FACTORY CO.,LTD. 67890.DDD.EEE.FFF.UNITED KINGDOM	
(9) 輸出者名、 住所・コード		(10) 包装者名、 住所・コード		
(11) 品名		(12) 用途		
(13) 品目コード		(14) 積込重量		
(15) 品名		(16) 包装種類・コード		
(17) 貨物の記号及び AB123456789GB		(20) 事故の有無及び ある場合はその概要	無・有	
(18) 記入例		(21) 提出者・コード		

各種コードについては、[NACCS揭示板](#) [業務コード集](#)を確認し、
記入してください。

欄部分に関する記入例

(23) 継続の別

初回(F)・・・初めて輸入する貨物
継続(C)・・・有効期限内の試験成績がある場合
更新(U)・・・以前に輸入実績があり、かつ、この貨物で検査をする場合
いずれにも該当しない場合は、記入不要です。

(25) 品名

商品名ではなく、そのものが何であるかを判断できる一般的な名称を記入します。商品名や品番等は「(37) 備考」に記入します。

(27) 積込重量

中身の重量(Net Weight)をkg単位で、小数点以下2桁まで記入します。

(28) 用途

具体的な用途、使用目的等を記入します。
1:小売り用 2:製造・加工原料用 3:展示会用 9:その他(具体的に記入)

(29) 包装種類・コード

食品等に直接触れる容器包装の材質とそのコードを記してください。

(34) 原材料又は材質

貨物が加工食品の場合は、原材料とそのコード、貨物が器具、容器包装またはおもちゃである場合は、材質とそのコードを記入します。該当するコードがない場合は、「ZYY」(材質の場合は「ZXX」)を記入します。
※未加工品(A,C,Eコード)の場合は記入の必要はありません。

(35) 添加物

貨物が食品であって添加物を含む場合は、添加物名とそのコードを記入します。添加物を使用していない場合は、「なし」と記入します。

(36) 製造又は加工方法

貨物が加工食品の場合は、製造工程(特に加熱条件や殺菌方法等)を簡潔に記入します。また、該当するコードがあれば記入します。該当するコードがない場合は「ZOO」を記入します。
※未加工品(A,C,Eコード)の場合は記入の必要はありません。

(37) 備考

貨物の商品名や品番を記入します。
輸入実績がある場合は、以前の届出受付番号を記入します。
通知はがきに記載の通知番号を記入します(通知はがきがない場合は記入不要)。

食品等輸入届出の原本を郵送する際は、押印した届出2部と返送用封筒(届出済証の返却先を記載した封筒+切手(必要料金分))を同封し、関西空港検疫所食品監視課(〒549-0021 大阪府泉南市泉州空港南1番地)まで郵送してください。
万一料金が不足した場合には、「不足料金受取人払い」で郵送させていただきます。

※1の欄は、検疫所使用欄のため、記入しないで下さい。
※2の欄中、貨物が食品の場合の添加物の品名については、一般に食品として飲食に供されている物であつて、添加物として使用されるものは規格基準が定められているものに限り、貨物が添加物製剤の場合の成分については、一般に食品として飲食に供されている物を除きます。
※輸入者の記名押印については、署名にり代えることができます。